資料2

「カーボンマネジャー事業主体」の選定結果について

平成　23年　7月　12日
内　　閣　　府
実践キャリア・アップ戦略
カーボン　マネジャー　WG

◇　平成23年6月15日から7月5日まで、内閣府（実践キャリア・アップ戦略　専門タスクフォース　カーボンマネジャーWG（ワーキング・グループ、座長：松橋隆治東京大学大学院教授））において、今後の育成プログラム等の作成協力や実証事業の実施を行う「カーボンマネジャー事業主体」の公募を行ったところ、計10事業者から応募があったところ。

◇　本日（7月12日）に開催したカーボンマネジャーWG　第6回会合において、別紙の選定基準に基づき、各委員（利害関係者は除く。）による審査等を行ったところ、本 WG として、以下の計「7事業者」を「カーボンマネジャー事業主体」として選定したところ。

◇　今後、来月を目途に開始される予定の実証事業に向けて、事業内容の精査、各事業者間での調整等が行われることになるが、各カーボンマネジャー事業主体及びその提案内容の概要は、以下のとおり。

1　公立大学法人　大阪府立大学

【大阪府堺市】

- レベル2～4を対象に、合計 10 名を研修。
- 同大学において研修後、連携先の堺市（環境推進協議会・エコロジー大学）の関連企業・団体において実働し、評価。
- 省エネ・省資源、再生エネルギー・バイオマス等の専門分野を実施するとともに、既存事業のノウハウや地方自治体（堺市）との連携を十分に活用。

2　一般社団法人　カーボンマネジメント・アカデミー

【東京都港区】

- レベル1を対象に 15 名（確認テスト等）、レベル2を対象に 20 名、レベル3を対象に 10 名、レベル4を対象に 15 名を研修。
  合計 60 名。
- 同法人又は上智大学において研修後、地方自治体・民間企業等において実働し、評価。
- レベル4において、太陽光発電や分散型電源（スマートコミュニティ）等、震災後の復興支援等に貢献する人材を育成するとともに、学生参加を促すため、レベル1から2まで本事業期間内に修了することを予定。

3　㈱住環境計画研究所、デロイトトーマツコンサルティング㈱

【東京都千代田区】

- レベル2～3を対象に、合計 10 名を研修。
- 同法人に係る施設において研修後、民間企業（ESCO 推進協議会会員）等において実働し、評価。
- 喫緊の課題である今冬の節電対策を研修メニューに加えるとともに、実働後、研修生に対するアンケート調査を実施。

4　一般社団法人　スマートプロジェクト

【東京都渋谷区】

- レベル2を対象に5名、レベル3を対象に5名を研修。合計 10 名。
- 同法人における研修後、都内 12 箇所程度の家庭で実働し、評価。
- 家庭部門に特化した省エネ・温室効果ガス削減に係る専門家育成を目的とし、既に基礎知識を有しているエコ検定合格者を対象とする。

5　NPO 法人　生活・福祉環境づくり 21(ｴｺﾋﾟｰﾌﾟﾙ支援協議会)

【東京都千代田区】

- レベル1を対象に5～8名、レベル2を対象に5～8名を研修。合計　10～16 名。
- 商工会議所において研修後、25 の民間企業・団体等(東京商工会議所及び「エコ検定」施行会議所、エコ検定サポート企業等)において実働し、評価。
- 中小企業等の企業・自営業(事務所・店舗等)における専門家・指導者の育成を目的とし、エコ検定合格者等、既に環境に関心が高く基礎知識を有している者に焦点を当てる。

6　㈱テクノファ

【神奈川県川崎市】

- レベル3を対象に最大 15 名、レベル4を対象に最大 15 名を研修。合計　最大 30 名。
- 同社において研修後、民間企業・業界団体等において実働し、評価。
- 省エネ分野・温室効果ガス削減分野ともに、ロールプレイ、ケーススタディ等の演習時間を多く設定。

7　㈱山武

【東京都品川区】

- レベル1を対象に5名程度、レベル2～3を対象に 20 名程度、レベル4を対象に 25 名程度を研修。合計 50 名程度。
- 同社において社員(省エネ・温室効果ガス削減に係る実務層・管理層、省エネ製品等の企画・販売等に係る社員など)の研修後、実働し、実績も含め評価。
- 社内に既に存在する 350 名のエネルギー管理士のうち 25 名程度を参加させ、これまでの取組を加速化。最終的には全社員の2割(1000 名)のレベル認定を目指す。また、電力不足対応に加え計測・制御面での特徴ある専門分野を実施。

（別紙）

「カーボンマネジャー事業主体」の選定基準について

― ｶｰﾎﾞﾝﾏﾈｼﾞｬｰ事業主体の公募について(公募要領)(6 月 15 日内閣府)より抜粋　―

４．　選定基準について

本WGにおいて、以下の「選定基準」に基づき、事業者から提出された提案書等の内容について、各委員（利害関係者は除く。）が項目ごとの審査を行い、全体を総括した上で評価・選定を行います。

（1）実施主体の事業遂行能力・信頼性

○　育成プログラム作成、研修実施等に係る類似事業等において実績・経験が明確に示されていること。

（2）事業の具体性・特徴等

○　事業対象とする地域・施設・レベル・年齢層・専門分野等の特定等を通じ、事業の内容が具体化されていること。（注1）

（注1）例えば、

・　研修生の募集・管理・評価、講師の手配、確認テストの実施などの研修に係る方法、

・　研修修了生を実働させる関連企業・団体の手配などに係る手法

・　事業の普及・広報に係る手法

など

○　事業をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫や専門分野の提示など、当該事業に係る特徴が示されていること。（注2）

（注2）例えば、

・　喫緊の電力不足に対応する節電方法等にノウハウを有していること

・　再生エネルギーやバイオマス利用などの専門分野を有していること

・　学生又は企業退職者など、研修生の募集等に係るノウハウを有していること　など

（3）事業の実施体制

○　目標・スケジュールを達成するための事業実施体制（主たる事業者たる事業

主体と、一部事業を委託された事業者等との役割分担、担当スタッフの配置など）が合理的なものとして具体的に示されていること。

○ 研修生の一義的な評価を行う者が明確に示されていること。

○ 事業を適切に行うために要する費用の概算及び財政的裏付けがあること。

（4）その他

○「Ⅱ．留意していただきたい事項」、内閣府及び本WGの指示、他の参加者との協力等を順守できること。